

（あて先）胎内市長

申請者 住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者名

電話番号

※携帯電話等、連絡が取れる番号を記入のこと。

胎内市畑作営農継続支援補助金交付申請書兼請求書

胎内市畑作営農継続支援補助金交付要綱第 4 条の規定に基づき、下記のとおり、胎内市畑作営農継続支援補助金の交付を申請し、交付が決定される場合は当該補助金の交付を請求します。

また、私は、胎内市暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員等ではないこと及びそれらと社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者ではないことを誓約するとともに、申請内容に偽りその他不正があった場合には、支払われた補助金を返還することに同意します。

記

1 交付申請額等

※該当する□にレ点等を記入

確認事項	<input type="checkbox"/> 市内に住所を有する個人若しくは農業経営体又は市内に主たる事業所を有する法人であること。		
	<input type="checkbox"/> 申請日の時点において、農業委員会が整備する農地台帳の地目が「畑」の農地で、作物を作付け・栽培し、交付決定後も事業を継続する意向があること。		
	<input type="checkbox"/> 令和 5 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの期間において、出荷・販売目的とした作物を 10a 以上作付け・栽培していること。		
作付面積 (作付計画書)	a	10 a 当たりの 補助金額	500 円
交付申請額 兼請求額	円		

(裏面)

2 補助金の振込先（申請者名義（法人の場合は、法人名義）の口座を記入のこと。）

金融機関名	( ) 支店	預金種類	普通・当座
(フリガナ)		口座番号	
口座名義			

3 その他

- ・個人情報の取扱いについて、私及びその家族は上記補助金の交付申請をするに当たり、市で内容の確認を行う場合に、最低限の範囲で個人情報を使用することについて同意します。
- ・補助金の交付対象となった事業内容に違反した場合、補助金の全部又は一部について、返還します。また、虚偽の申請その他不正な行為により補助金の交付を受けたときも同様の取扱いで差し支えありません。

(添付書類)

- (1) 振込先の口座の通帳の写し（表紙及び口座情報等が記載されているページ）
- (2) 10a 以上を作付けしていることが証明できる書類（作付計画書（別紙））
- (3) 出荷・販売があることが証明できる書類

※ 上記に記載した書類の提出が不可能な場合は、それに代わる書類の提出が必要です。  
その際は担当課へお問い合わせください。

(発行責任者及び担当者)

発行責任者		電話番号	
担当者		電話番号	